令和８年度鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」イベント企画・運営委託業務仕様書

１　業務名

令和８年度鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」イベント企画・運営委託業務（以下、「本業務」という。）

２　業務の目的

鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」（以下、「アンテナショップ」という。）の来館者５５５万人を記念して開催するフェア（以下、「記念フェア」という。）とこれを広く周知するための首都圏メディア向け発表会（以下、「発表会」という。）の実施により、鳥取県、岡山県（以下、「両県」という。）、アンテナショップ及び両県産品の魅力発信を図る。

３　業務期間　契約締結日から令和９年２月２８日（日）まで

４　予算額　　金３，３００，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）

【委託金額に含まれるもの】

・記念フェア及び発表会の企画提案並びに、発表会を円滑に運営するための費用すべて（照明・音響等会場整備費用、会場装飾費用、ゲストに係る謝金等一切の費用・旅費等（会場使用料は免除））

５　業務の内容

受託者は、次に掲げる業務を行うこと。

（１）記念フェア企画業務

次の観点をもってアンテナショップ各店舗（１階物販店舗及び２階飲食店舗）で開催する記念フェアのコンセプト構成及び企画の提案を行うこと。

・両県及びアンテナショップの認知度向上とアンテナショップ新規来館者の獲得、リピーターの増加等につながる取組とすること。
・両県産品のＰＲと販売促進に資する取組であること（１階物販店舗）。
・両県食材を使用した特別メニューコンセプトを提案すること（２階飲食店舗）。
・発表会開催を契機として、来館者数及び売上の増加につながる企画を提案すること。企画は、発表会開催日以降 1～2 週間程度継続して実施されるものとし、受託者はその実施に必要な調整、制作物等の作成・調達、権利処理その他準備業務を行うこと。なお、企画期間中の運営業務は本業務に含まない。

（２）発表会企画・運営業務

次の観点により、発表会の企画構成、演出及び台本製作並びに運営を行うこと。

・アンテナショップの来館者５５５万人達成及び前項の記念フェア開催内容を周知し、キー局をはじめテレビ、新聞等、マスメディアに多く取り上げられる企画とすること。
・両県知事及びゲストによる演出等を行うこと。
・ゲストは５５５万人達成にふさわしい著名人、芸能人、キャラクター等、情報発信力が高い者を起用することとし、選定にあたっては、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会（以下、「委託者」という。）の承認を得ること。
・ゲストとの連絡調整等に係るすべての業務を行うこと。
・発表会の実施に必要な会場整備及び装飾を行うこと。
・会場内の運営、来場者受付・誘導及び会場整理を行うこと。
・運営責任者の配置等、発表会の運営が適切に行われる体制を整えること。

【発表会の期日及び場所】

日程　令和９年１月下旬から２月中旬のうちの１日（概ね３０分程度）
場所　とっとり・おかやま新橋館　２階　催事スペース（面積８８．４㎡）
※会場使用料については免除とする。
その他　次の備品は、無料で使用することができる
椅子６９脚、長机２０台、７５インチモニター（HDMＩケーブル付）
※音響、照明については、別途整備が望ましい。

（3）広報業務
　本業務に関し、キー局をはじめとしたテレビ、新聞、WEB 等、各種メディアに対し、取材誘致を行うこと。また、取材参加者の取りまとめ、当日の受付、取材の取り仕切り等を行うこと。

6　著作権等
（1）各種デザイン写真等、委託業務の実施による製作物に係る著作権は、原則として、すべて委託者に帰属するものとする。

（2）著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。

7　提出書類及び事業完了検査
（1）受注者は契約締結後、速やかに次の書類を作成し、委託者の承諾を得るものとする。
　①運営責任者、連絡事項担当者及び各業務担当者一覧表
　②運営マニュアル、進行シナリオ
　（※進行シナリオは実施日の３週間前までに提出すること。）
　③その他、委託者が必要に応じて指定する書類

（2）業務報告書
　受注者は、委託事業を完了したときは、完了した日から３０日以内に実績報告書を提出すること。
　ただし、委託事業を中止し又は廃止したときは、中止又は廃止した日から３０日以内に実績報告書を提出すること。

8　留意事項
（1）個人情報の取扱の取り扱い
　本業務によって知り得た個人情報の取り扱いについては、別記個人情報取扱業務委託契約特記事項に従うこと。

（2）業務上知りえた秘密の保持
　本業務に関して、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。また、委託業務の実施にあたって知り得た委託者の業務上の秘密は保持しなければならない。

（3）再委託の禁止
　①受注者は、本業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の　承認を得た場合は、この限りでない。
　②委託者は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。
　ア　再委託の契約金額が委託料の額の５０パーセントを超える場合
　イ　再委託業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

（4）その他
　①本業務が滞りなく遂行できるよう、必要な作業人数を適宜確保すること。なお、必要に応じて作業人数等は委託者と協議し円滑な業務遂行に支障がないようにするものとする。また、業務量の増加を伴わない作業人数等の増を理由とした本業務契約額の増額変更は認められない。
　②本仕様書に記載されていない事項については、委託者と協議のうえ進めること。

別記
個人情報取扱業務委託契約特記事項

（個人情報の取扱い）
第１　受注者は、この契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
（秘密の保持）
第２　受注者は、この契約に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。
２　受注者は、この契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該契約に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。
３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
（目的外収集・利用の禁止）
第３　受注者は、この契約に係る業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。
（第三者への提供制限）
第４　受注者は、この契約に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。
（再委託の禁止）
第５　受注者は、この契約に係る業務の処理を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者が書面により承諾した場合は、この限りでない。
（複製、複写の禁止）
第６　受注者は、この契約に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
（個人情報の適正管理）
第７　受注者は、この契約に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。
（提供資料等の返還等）
第８　受注者は、この契約に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
（事故報告義務）
第９　受注者は、この契約に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
（契約解除及び損害賠償）
第 10　発注者は、受注者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。